

EU における非財務情報の開示について

倉田幸路

I はじめに

EU は、現在27カ国が加盟するヨーロッパにおける巨大な経済圏である。当初より、人、財、サービス、資本の移動を自由にできる単一市場を目指してきたことから、会計基準のコンバージェンスにかなり早くから取り組んできた。当初、会社法指令により各国の会計基準を調和させる方針をとり、個別財務諸表に関する第4号指令（1978年）、連結財務諸表に関する第7号指令（1983年）を公表した。この会社法指令は、EU に加盟する各国にとって、国内法化する義務をもつものである。1991年までに、当時の加盟国12カ国はその国内法化を終了したのであるが、会社法指令は多くの加盟国選択権を持ち、各国の会計基準が調和化されたものとはとてもいえるものではなかった。1995年11月「会計の領域での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略」（COM(95)508）を公表し、会計基準の更なるコンバージェンスを目指し、2000年6月「EU 財務報告戦略：前進」より、IAS/IFRS との調和化をめざす方針を示し、2002年7月「IAS 適用規則」（規則 No. 1606/2002）により、2005年より、他の市場に上場しているため他の基準を用いている企業を除いて、EU 域内に上場する企業にIAS/IFRS による財務報告を義務づけた。

しかし、EU には多数の非上場企業（株式会社、有限会社等）があり、これら企業のためにEU 会社法指令は必要であり、多くの会社法を修正する指令、規則等を出し、多くの修正を経て、現在も会計に関する規制として、第4号指令、第7号指令は存在している。この間の会計に関する主な指令、規則、コミュニケーション等を一覧にして示すとつぎの表1のとおりである。

また、EU は環境問題に早くから取り組み、環境負債の測定などの問題にも早くから議論し、会計報告書に取り入れることを提唱している。1992年「環境および持続的発展に関連した計画と行動」を公表し¹⁾、また、任意の諮問機関である会計諮問フォーラムは1995年「財務報告に

1) この文書は、直接入手できなかったため、その後この文書をもとに作成された、Resolution of the Council and the Representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council of 1 February 1993 on a Community programme of policy and action in relation

表1 EU会計指令, 規則と他の公的文書

1978年	会社法第4号指令 (78/660/EEC)
1983年	会社法第7号指令 (83/349/EEC)
1995年11月	「会計の領域での調和化：国際的調和化を考慮した新戦略」(COM(95)508)
1996年4月	EU連絡委員会「IASとヨーロッパ会計指令との合致の検証」(XV/7003)
1998年1月	解釈コミュニケーション「会計に関する第4号および第7号に関するいくつかの条文」(98/C 16/04)
1月	「EU加盟国における第7号指令の実行」
1月	「EU加盟国における第4号指令の実行」
2000年2月	「特定の種類の企業について年次および連結財務諸表について評価規定に関する会社法第4号指令と第7号指令の修正」(COM(2000)80)
6月	「EU財務報告戦略：前進」(COM(2000)359)
2001年9月	「公正価値指令」(指令2001/65/EC)
2002年7月	「IAS適用規則」(規則 No. 1606/2002)
2003年6月	「現代化指令」(指令2003/51/EC)
9月	IAS適用命令に準拠したIASの適用(委員会規則 No. 1725/2003)
2004年4月	IAS適用命令に準拠したIASの適用の修正(委員会規則 No. 707/2004)
2006年6月	「会社法規則修正指令(指令2006/46/EC)」
2007年7月	「会社法, 会計および監査の分野における企業のための簡素化された事業環境に関する委員会文書」(COM(2007)394)
2008年4月	「中小会社および連結財務諸表を作成する義務についていくつかの開示要求に関して第4号指令および第7号指令を修正する提案」(COM(2008)195)

における環境問題」(Doc. XV/6004/94 cl rev4)を公表している。これを受けて、2001年に委員会勧告「企業の個別財務諸表および年次報告書における環境問題の認識、測定および開示」(2001/453/EC)を公表し、環境問題に関わる情報開示を公的文書の中で積極的に進めている。

さらに、知的資本に関する研究を促進するため、EUはスポンサーとして、各加盟国の研究に対して資金援助を行い、その成果として、2002年に「無形資産(知的資本)を管理し報告するためのガイドライン」(PROYECTO MERITUM: 以下、MERITUMと称する)および2003年に「PRISM・レポート2003」(以下、PRISMと称する)を公表している。これらは公的な指令、規則、勧告等ではないが、将来におけるインタンジブルスの報告を積極的に進めるための議論として注目される。

本稿では、これらのEUにおける非財務情報の開示に関する議論について、財務諸表の構成および年次報告書における情報開示に関する現在の制度的規定、環境問題の開示に向けた議論、そして将来における知的資産の開示に向けたプロジェクトという三つの側面から検討すること

to the environment and sustainable development. Official Journal C 138, 17/05/1993. および最終的に文書となった, Decision No. 2179/98/EC of the European Parliament and of the Council of 24 September 1998 on the review of the European Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development "Towards sustainability". Official Journal L 275, 10/10/1998. を参照した。

にしたい。

II 財務報告に関する制度的規定

EU域内で上場する企業の連結財務諸表には、IAS/IFRSに準拠して財務報告が行われているが、その他の企業は、個別財務諸表に関する第4号指令、連結財務諸表に関する第7号指令を国内法化した各国の基準に従って財務報告を行っている。この第4号指令と第7号指令はその後の指令、規則等により改正され、各国の会計基準の改正へ影響を及ぼしている。本節では、財務諸表の構成および非財務情報の開示に関する第4号指令と第7号指令の規定をみていくことにしたい。

個別財務諸表について、第4号指令第1部「一般規定」第2条において規定している。はじめに、1項において、「個別財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、財務諸表への注記により構成されなければならない。」としているが、上記に加えて、他の報告書を個別財務諸表に含めることを許容あるいは要求することができるとしている。2項は財務諸表作成にあたり、指令の準拠義務、3項は真実かつ公正な概観の要求、4項は真実かつ公正な概観が与えられない場合の追加情報の要求、5項はその離脱規定を規定している。さらに6項では、「加盟国は、この指令に従って開示されなければならない情報と同様に、個別財務諸表に他の情報の開示を認めあるいは要求することができる。」と規定している。このように、財務諸表としては貸借対照表、損益計算書、財務諸表への注記であるが、その他のものを個別財務諸表に含めることもできるし、情報として開示することもできるというように、加盟国により異なる規定も可能な柔軟な対応をしている。

つぎに、年次報告書について第9部「年次報告書の内容」第46条において以下のように規定している。

1.

- (a) 年次報告書は、少なくとも、企業が直面する主要なリスクと不確実性の記述とともに、企業の事業およびその状態の展開と業績に関して公正な見解を含まなくてはならない。見解は、企業の規模と複雑さにしたがって、企業の事業およびその状態の展開と業績に関して公正で包括的な分析でなければならない。
- (b) 企業の展開、業績あるいは状態を理解するために必要な範囲で、分析は、環境および雇用者の問題に関連する情報を含む、特定の事業に関連する財務上、および適当であるならば非財務上の主要業績指標 (key performance indicator: KPI) の両者を含まなければならない。
- (c) この分析を提供するうえで、年次報告書は、適当であるならば、個別財務諸表において報告される金額に言及し、追加的な説明をしなければならない。

2. 報告書は、以下の指標も示さなければならない：

- (a) 会計年度末以降に生じた重要な事象
- (b) 企業の起こりうる将来の発展
- (c) 研究開発の分野における活動
- (d) 指令77/91/EEC の第22条(2)に規定される自己株式の取得に関する規定
- (e) 企業の支店の存在
- (f) 企業の金融商品の利用に関連して、そして重要であるならば、企業の資産、負債、財政状態および損益について、
 - ヘッジ会計が用いられるそれぞれの主要なタイプの予測される取引をヘッジするための方針を含む、企業の金融リスク管理目的と方針
 - 価格リスク、信用リスク、流動性リスク、キャッシュ・フローリスクについての企業のエクスポージャー

3. 自己株式の企業による取得に関して、指令77/91/EEC の第22条(2)において言及される情報が、財務諸表の注記で示されていることを条件に、加盟国は第11条が適用される企業に対して年次報告書を作成する義務を撤回してもよい。

4. 非財務情報に関する限り、加盟国は、第27条が適用される企業に上記パラグラフ 1 (b) の義務を免除することを選択できる。

以上のように、年次報告書では、財務諸表を補足する情報提供を意図している。1項ではいわゆる MD & A で述べられる企業の主要なリスクと不確実性について規定したものであり、(b) において非財務情報の KPI も指摘していることは興味深い。2項では、重要な後発事象、企業の発展、研究開発活動、自己株式、企業の支店、金融商品に関するヘッジとリスクのエクスポージャーに関する情報を開示することを規定している。3項と4項は免除規定で、小企業(第11条適用企業)および中企業(第27条適用企業)に簡便な処理を認めたものである。

これらの規定のうち、1項と4項は指令2003/51/EC「現代化指令」により新たに規定されたものであり、金融商品に関する2項(f)は指令2001/65/EC「評価規則」により新たに追加されたものである。

さらに、指令2006/46/EC「会社法規則修正指令」により、第46条aが挿入された。これは、年次報告書にコーポレート・ガバナンス報告書を含めることを規定したものであり、1項において「この報告書は、年次報告書の特別区分として含められ、少なくともつぎの情報を含まなければならない。」として、以下の項目を挙げている。

- (a) つぎの項目への参照：
 - (i) 企業が従わなければならないコーポレート・ガバナンス・コード、そして/あるいは
 - (ii) 企業が任意に適用しようと決めたコーポレート・ガバナンス・コード、そして/あ

るいは

(iii) 国内法のもとでの要求を越えて適用されたコーポレート・ガバナンス実務についてのすべての関連する情報。

(i) と (ii) が適用される場合には、企業は、関連する原典が公的に入手可能である場合を指示すべきである。(iii) が適用される場合には、そのコーポレート・ガバナンス実務を公的に入手可能にすべきである。

(b) 企業が、国内法に従って、(a) (i) あるいは (ii) のもとで参照した、コーポレート・ガバナンス・コードから離脱する範囲で、コーポレート・ガバナンス・コードのどの部分が離脱したか、およびそうした理由について企業による説明。企業が、(a) (i) あるいは (ii) のもとで参照したコーポレート・ガバナンス・コードの何らかの規定を適用しないと決定した場合には、そうした理由を説明しなければならない。

(c) 財務報告プロセスに関連して、企業の内部統制およびリスク管理システムの主要な特徴の記述。

(d) 企業がこの指令に従う場合には、指令2004/25/EC「株式公開買付法」の第10条1項(c)

(d) (f) (h) (i)²⁾により要求される情報。

(e) 国内法あるいは規制において情報がすでに完全に準備されているのでなければ、株主総会の運営とその主要な権力、および株主の権利および株主の権利がいかに行使されるかについての記述。

(f) 運営、経営、監督団体およびその委員会の構成と運営。

このように、年次報告書において、MD & A にはじまりコーポレート・ガバナンス報告書まで、多くの財務諸表外の情報を開示するように要請されている。

つぎに、連結財務諸表に関する第7号指令をみると、連結財務諸表の構成は第16条に規定されるが、「連結」という文字が付く点を除いてほとんど同じである。

また、連結年次報告書については、第3部第36条に規定される。連結年次報告書についても「連結」という用語を用いていることを除いてほぼ同じであるが、個別年次報告書の第46条2項(e) 企業の支店の存在がないだけである。また、指令2006/46/ECにより、以下の項目(f)が追加された。

(f) 指令2004/39/EC「金融商品における市場」第4条1項(14)の意味で、規制市場で取引することを認められた証券を企業が保有する場合に、連結財務諸表を作成するプロセスに関連して、グループの内部統制およびリスク管理システムの主要な特徴の記述。連結年次報告書と個別年次報告書が、一組の報告書として示される場合において、この情報は、指令78/660/EECの第46条aの規定により作成されるコーポレート・ガバナンス報告書に

2) これらの項目は、重要な直接、間接株式保有、特別な支配権を持つ証券の保有者、投票権の制限、取締役の選任と交代に関する規則などである。

含まれる報告書のセクションに含まれるべきである。

もし、加盟国が、指令78/660/EECの第46条 a の1項によって要求される情報を、この指令の第47条に記述されるような方法で年次報告書と一緒に公表される区別した報告書で記述するならば、第一パラグラフのもとで提供される情報もまた、この分離した報告書の部分を形成すべきである。第37条 1項、この指令の第2パラグラフが適用されなければならない。

また、連結財務諸表および連結年次報告書を作成し、公表する義務と責任として、つぎの2つの条文を追加している。

第36条 a

連結財務諸表および連結年次報告書を作成している企業の管理部門、経営部門、監督部門のメンバーは、連結財務諸表、連結年次報告書、別個に提供されているときには、指令78/660/EECの第46条 a に従って作成されるコーポレート・ガバナンス報告書は、この指令の要求に準拠して、そして適用可能であるところでは、国際会計基準の適用に関する規則 (EC) No. 1606/2002に従って採用されたIASに準拠して作成され、公表されることを正確に保証する義務を持つことを、加盟国は保証すべきである。これらの諸部門は、国内法により彼らに割り当てられた権限内で行動すべきである。

第36条 b

加盟国は、負債に関するその法律、規制、管理規定は、少なくとも連結財務諸表を作成する企業に向けて、第36条 a において言及されている義務違反について、第36条 a において言及した管理部門、経営部門、監督部門のメンバーに適用されることを保証すべきである。

このように、EUの財務報告の特徴は、財務諸表としては、貸借対照表、損益計算書および財務諸表への注記という最低限のものだけを規定しているが、加盟国は、これ以外のものを財務諸表として規定することができるという、柔軟な対応をしている。そして、財務諸表ではないが、年次報告書（いわゆる英米でいう annual report に相当すると思われる）について極めて詳細に規定している。すなわち、年次報告書には、企業が直面する主要なリスクと不確実性の記述とともに、企業の事業およびその状態の展開と業績に関して公正なレビューを含まなければならない。また、環境および雇用者の問題に関する情報を含む、特定の事業に関連する財務上および適当であるならば非財務上の KPI、重要な後発事象、将来の発展、研究開発活動、金融商品やデリバティブに関する情報などの開示を要請している。また、2006年より、コーポレート・ガバナンス報告書も含まれることになった。これは、年次報告書において、財務諸表を補足する情報提供を意図したものであり、財務情報に限らず、環境や雇用者情報をはじめとする多くの非財務情報を含み詳細に規定しているところに EU における財務報告の特徴があると思われる。

Ⅲ 環境に関する報告規定

EUは以前より環境問題に取り組み、1993年5月「環境と持続的発展に関連した政策と行動に関する委員会計画における1993年2月1日の理事会会合による、理事会と加盟国政府代表の解決」に90ページにわたる報告書を提出し、最終的に、1998年9月24日、決定 No. 2179/98/EC「『持続性へむけた』環境と持続的発展に関連した政策と行動に関する欧州委員会計画の見解」となっている。これらの議論を受けて、委員会は、2001年5月30日「企業の個別財務諸表と年次報告書における環境問題の認識、測定、開示に関する委員会勧告」(2001/453/EC)を公表した³⁾。また、EUの正式な委員会であるが、強制力のない任意の会計問題について議論し、報告書を出している会計諮問委員会 (Accounting Advisory Forum)⁴⁾は、1995年12月「財務報告における環境問題」(Doc. XV/6004/94 cl rev4)を公表した。以下、2001年の委員会勧告について、特に会計報告の観点からみることにしたい。

はじめに、「環境保護の分野における提案の範囲の中で、委員会は会計の分野で主導権を發揮してきた。この主導権は、第一に、企業が環境に関連する財務側面に関する報告をするために用いる手段と方法に関連すべきである。財務的側面にいっそう注目することは、この計画の目標を達成するために貢献するであろう；環境的支出とリスクが考慮されることを確実にすることは、環境問題に関する企業の認知を増加させるであろう。」(par. 1)と述べて、環境に関する財務的側面に注目し、「勧告は、単一市場に結びつく政策を支持し、財務諸表の利用者が、環境問題に関して重要で比較可能な情報を受取ることを確実にすること、それによって、環境保護の分野における共同体の主導権を強化することに貢献するための見解を準備してきた。委員会は、環境問題に関するかぎり、EUにおける企業の年次財務諸表と年次報告書に何を開示するかに関して、さらに調和化を促進する正当なニーズがあるという意見である。企業の年次財務諸表および年次報告書に流入する環境データの量、透明性、比較可能性もまた増加しているにちがいない。これらの目的を達成するために、そしてEUにおける環境問題に付随する重要性が増大することを所与として、委員会は、企業の年次財務諸表および年次報告書における環境問題の認識、測定、開示の問題に関して、現存の規則を明確にし、いっそう特定の指針を提供することを目的とする。」(par. 10)と述べている。そしてこの勧告の目的について、「本勧告は、環境問題に関して、第4号および第7号指令(それぞれ、指令78/660EECと83/349/EEC)の規定の適用に関する指針を示すことを目的とする。したがって、財務諸表の作成者

3) この文書からの引用、参照は、パラグラフ番号を付すこととする。

4) この会計諮問フォーラムは、加盟国の代表と委員会の代表から構成される諮問機関であり、第4号指令の第52条の規定により設置された。もちろん、基準設定機関ではなく、メンバーは個人として参加し、会計問題に関して委員会に勧告することを役割としている。現在は活動をしていない。

によりいっそう重要な情報の提供を高めるために、環境問題に関する何らかの会計処理が勧告される。」(par. 14) と述べている。また、国際会計基準 (IAS) における環境問題と関連あるテーマとして、特に、IAS36 固定資産の減損、IAS37引当金、偶発債務と偶発資産および IAS 38無形資産を挙げている (par. 15)。

付録 (Annex) のなかで、具体的に開示 (ディスクロージャー) について提案している。はじめに、開示に関して、「環境問題は、報告企業の財務業績と財政状態にとって重要である範囲で開示されるべきである。項目により、開示は、年次報告書と連結年次報告書あるいは個別財務諸表と連結財務諸表の注記に含まれるべきである。」(4. 1.) として、重要な環境問題は、項目により開示箇所に相違があり、以下具体的に例示している。はじめに年次報告書と連結年次報告書の例示について、「環境問題が、企業の財務業績や財政状態あるいは企業の発展に関連する場合には、企業の年次報告書と連結年次報告書の内容に関する第4号指令第46条1項と2項、第7号指令第36条1項と2項に規定される規定に基づいて、年次報告書は、それぞれの問題の記述およびこの問題についての企業の対応を含むべきである。この情報は、環境問題が直接影響を与えうる範囲で、企業の事業および状態の発展に関する公正な見解を提供すべきである。」(4. 2.) として、以下具体的に5つの項目を挙げている。

- (a) 特に汚染予防に関して、環境保護測定について企業によって採用されてきた政策と計画
- (b) 環境保護の主要な分野において行われてきた改善
- (c) 現在の立法のために、あるいは実質的に法律になるであろう将来の法律の要求が変化したことから生じる、環境保護測定が実行されてきたあるいは実行の途中である範囲
- (d) 適切であり、企業の事業運営の性質と規模および企業に関連する環境問題のタイプについて関連する場合には、企業の環境業績に関する情報；たとえば、エネルギー利用、材料利用、水資源利用、排気物質、廃棄物処理
- (e) 企業が、いっそう詳細な、あるいは量的あるいは質的に追加的な環境情報を含む独立した環境報告書を発行している場合には、この報告書への言及

つぎに、貸借対照表における開示についてみると、「引当金は、『その他の引当金』という表題のもとで貸借対照表に表示されるべきである。」(4. 3.) とし、「もし重要ならば、貸借対照表上環境負債として区別して表示することは、いっそう適切である。」(4. 4.) と述べて、その他の引当金あるいは環境負債として表示することを規定している。

個別財務諸表と連結財務諸表への注記での開示について、つぎの4つの情報が注記に記載されるべきであるとしている (4. 5.)。

- (a) 環境問題に関して、適用された評価方法の記述、価値調整を計算する上で適用される方法
- (b) 損益計算書の費用計上される異常な環境支出
- (c) 上記4. 4. にしたがって環境負債として、貸借対照表上に開示されないならば、「その他

の引当金」という表題に関して開示と詳細

(d) 偶発環境負債

さらに、第4号指令および第7号指令の要求に加えて、つぎの7つの開示が行われるべきであるとしている(4.6.)。

(a) それぞれの重要な環境負債について、その性質の記述と決済の時期と条件の指示

(b) 現在価値方法が用いられ、割引の影響が重要である場合には、負債の割引前の金額および用いられた割引率が開示されるべきである

(c) 長期の土地の返済、解体および廃止コストの場合の会計政策

(d) 損益計算書に費用計上される環境支出の金額、およびこの金額が計算された基礎

(e) 信頼をもって測定できる範囲で、報告期間に資産計上された環境支出の金額

(f) 重要な場合には、環境規制に従わなかったことによる料料と罰金の結果として生じるコスト、および、たとえば過去の環境汚染により引き起こされた損失あるいは損害の結果として、第三者に支払われた補償は、異常項目としてすでに別に開示されているのでなければ、区別して開示されるべきである。

(g) 企業が受け取るあるいは得る権利が与えられる、環境保護に関連する政府のインセンティブ

このように、環境問題を解決するには、環境の財務的側面に着目し、財務報告に含めることにより、企業が環境支出とリスクに関心をもってもらうことが重要であると考えているように思われる。そして、年次報告書への記載だけでなく、貸借対照表に「その他引当金」あるいは環境負債として開示することを推奨していることは、注目に値する。

IV 将来の知的資産の開示に向けたプロジェクト

本節では、EUが資金援助を行った将来の知的資産の開示に向けたプロジェクトについて検討する。ここでは、さきに取り上げたMERITUMとPRISMについてみることにしたい⁵⁾。

(1) MERITUM

MERITUMは、1998年から2001年に及ぶ、EUの戦略的社会経済調査(Targeted Socio-Economic Research (TSER))プログラムにより作成された報告書である。このメンバーとして、デンマーク、フィンランド、フランス、ノルウェー、スペイン、スウェーデンの大学、研究機関、ビジネス・スクール等の研究者が中心となって行われたものである⁶⁾。

5) これらのEUにおける知的資本の動向について、古賀 [2005] 12~15ページおよび217~235ページにおいて紹介されている。

6) PROYECTO MERITUM, "Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles (Intellectual Capital Report)", January 2002. p. 1.

この報告書では、はじめに、「現在、20世紀終わり以降、経済は、20世紀半ば以前の産業経済から大きく変化してきているということは広く認識されている。経済学者は、この新しい経済環境の主要な特徴は、企業における価値創造の基本的な決定要因としてインタンジブルスにより演じられた極めて重要な役割にある、と考えている。経営情報システム、会計原則および会計基準は、広範にわたるインタンジブルス（獲得したあるいは自己創設した）をすべて認識し開示することを認めていないので、多くの研究者や専門家は、近年、会社価値の無形の決定要因を反映しない財務諸表に基づいて行われる経営、投資および信用供与に関する意思決定は、企業にとっても、企業への財、サービスおよび資本の供給者にとっても重要な経済的損失になるであろう、と述べている。」⁷⁾として、インタンジブルスを十分に認識、開示しない現状を批判し、また、「現在、企業価値の無形の決定要素に関する情報の認識、測定、開示のための共通の国際的なフレームワークがなく、世界中でまばらな努力が散見されるだけであるので、企業が、その無形の価値の源泉を認識し、測定し、監督することに有用な一組の一般的なガイドラインを開発する努力をすることは適当であると思われる。このガイドラインの目的は、経営効率を増大させ、その資本の供給者に、その投資機会と結びついた将来の便益とリスクに関して有効な見積りができるように、適切で比較可能な報告書を作成し、適時に開示するプロセスにおいて、企業を助けることである。」⁸⁾と述べて、無形資産の認識、測定、開示のためのガイドラインを作ることを目的としている。

そして、知的資本管理システム (Intellectual Capital Management System: ICMS) の構築をめざしている⁹⁾。

本報告書は、「1. はじめに」「2. ガイドラインの必要性」「3. 概念フレームワーク」「4. 知的資本の管理」「5. 知的資本報告書」「6. 作成に関するその他の実務的問題点」「7. 参考文献」と「付録 ~ 」から構成されているが、特に「3. 概念フレームワーク」と「5. 知的資本報告書」を中心にみることにしたい。

はじめに、概念フレームワークにおいて、インタンジブルス (Intangibles) と知的資本 (Intellectual Capital) との相違について、同じ概念を表し、区別なく用いるとしている¹⁰⁾。インタンジブルスは、「一般に、物理的実体をもたず、過去の事象や取引 (自家生産、購入あるいは何らかの他の取得の形式) の結果として企業により支配されている (あるいは少なくとも影響を与えている)、そして他の会社資産と独立に売却しうるあるいはできない、ほとんど確実な将来の経済的便益の非貨幣的源泉と定義される。」¹¹⁾と定義しているが、「財務会計の観

7) *Ibid.*

8) *Ibid.*

9) *Ibid.* p. 2.

10) *Ibid.* p. 11.

11) *Ibid.* p. 12.

点から、無形資産の決定的側面は、無形資産に対応した取得あるいは製造コストが、貸借対照表において資産として認識されうるか、あるいは、そうではなくて、損益計算書において費用として計上されなければならないかを説明することである。資産として認識されるためには、その項目は、いくつかの制限的要求を満たさなければならない；特に、信頼をもって測定可能な適切な属性を持ち、分離可能でなければならない。この結果として、経済的観点にしたがえば、資産と考えられるであろう非常に多様な無形投資があるが、多くの国における現行の財務会計基準の観点においては、それ自体貸借対照表上認識されていない。¹²⁾と述べて、会計的概念と経済的概念の相違を指摘している。

つぎに、知的資本について、「組織の人的、組織的、関連の源泉の結合」¹³⁾であるとし、人的資本、構造資本、関係資本の三つに分類し、以下のとおり説明される。

知的資本の分類

人的資本は、従業員が会社を退社するときにもっていく知識と定義される。これには、人的な知識、熟練、経験、能力が含まれる。この知識のいくらかは、個人に特有なものであり、いくらかは一般的なものであろう。一例をあげれば、革新能力、創造性、ノウハウや以前の経験、共同作業の能力、従業員の柔軟性、あいまいさに対する寛容性、動機づけ、満足度、学習能力、忠誠心、正規の訓練や教育などである。

構造資本は、労働日の終わりに企業に存在する知識と定義される。これは、組織的な所定の手順、手続き、システム、文化、データベースなどにより構成される。一例をあげれば、組織の柔軟性、文書作成サービス、知識センターの存在、情報技術の一般的利用、組織的学習能力などである。これらのもののいくつかは、法的に保護され、知的財産権となり、区別した項目のもとで、企業により法的に所有されるであろう。

関係資本は、顧客、供給者あるいは研究開発パートナーとの、企業外部者の関係と結ぶついたすべての源泉と定義される。これは、企業の利害関係者（株主、債権者、顧客、供給者など）との関係に含まれる人的および構造資本の一部、プラス利害関係者が企業に対してもっている認識により構成される。このカテゴリーの一例は、イメージ、顧客忠誠心、顧客満足度、供給者との関係、商業力、信用供与企業との交渉能力、環境活動などである。

また、この知的資本の上記三つのカテゴリーは、静的な概念（無形資源）と動的な概念（無形活動）とに区別されるとして、つぎの表2に示している¹⁴⁾。

つぎに、知的資本報告書についてみると、「知的資本報告書は、企業がその知的資本を開示

12) *Ibid.*

13) *Ibid.* p. 13.

14) *Ibid.* p. 15.

表2 無形資産の静的および動的見方

静的な概念	無形資産		
	資産	熟練	
動的な概念	無形活動		
	新しい無形資産を開発し獲得する	現存の無形資産の価値を増加させる	無形活動を評価し監督する

する報告書である。これは、知的資本管理プロセスの論理的な結論である；企業価値の基礎的決定要因に関連した企業の能力、資源、責任を利害関係者に伝えることである。」「知的資本報告書は、企業の無形資産と活動を開発し、維持し、管理するために企業によって行われた作業に関する情報を含み、三つの知的資本要素（人的資本、構造資本、関係資本）間の接続可能性に焦点を合わせる。」¹⁵⁾としている。

この知的資本報告書は、大きく3つの区分に分けられ、その概要は以下のとおりである¹⁶⁾。

a) 企業のビジョン（戦略的目標、核となる能力、主要な無形資産）；企業の主要な目標と戦略およびこの目標に達するための主要なドライバー（あるいは決定的なインタンジブルス）を表す。

- ・ 企業により達成された戦略的目標、およびその達成は、顧客や他の利害関係者にいかに価値を付加したか。また、将来に関する企業の戦略的目標も含む。
- ・ 価値を創造する知識創造プロセスを通じた戦略的目標の達成を可能にする企業の決定的なインタンジブルス。また、将来において確立される戦略的目標を獲得するために、企業が信頼する決定的インタンジブルス、および獲得しあるいは自己創設するために必要なインタンジブルスの記述も行う。

b) 無形資産と活動の要約；企業が動員することができる無形資産およびこのような源泉の価値を改善するために行われるその他の活動を記述する。

- ・ 企業により支配されている、あるいは、企業の戦略的目標を達成するために将来必要とされる無形資産
- ・ この目標を得るために引き受けた無形活動
- ・ 将来の活動を確実にするために適用され続けるであろう活動とともに、インタンジブルスの測定を経営活動に変換するために行われてきたその他の活動。

c) 指標のシステム；外部利害関係者が企業の将来の期待利益とリスクを正しく見積ることができるようにすることを意図した、無形の資源と活動についてのシステム。指標だけでなく、企業の期待トレンド、および企業の将来利益と成長の関係を開示することは、外部利害関係

15) *Ibid.* p. 29.

16) *cf. Ibid.* pp. 29-34.

者も経営者も同様に有用である。

- ・活動を指標のシステムに変換することができるように、可視化する。
- ・企業の価値創造プロセスを記述する指標の分類をもつ。
- ・知的資本のすべての三つの構成要素からの指標をもつ。もしそうでなければ、できない理由が言及されるべきである。
- ・財務指標と非財務指標の混合したものになるであろう。
- ・わざわざ監査しないとしても、すべての指標は証明できなければならない。これらの指標を作成し、定義し、表示するために従う規準は、報告書に提供されなければならない。

このように、MERITUMにおいては、知的資本の重要性に着目し、これらの概念を整理し、知的資本管理システム (ICMS) の構築をめざし、知的資本報告書の開示を提案している。

(2) PRISM レポート

PRISM レポートは、EU 委員会の情報社会技術プログラムの一貫として、無形資産に関する上級専門家グループ (High-Level Expert Group: HLEG) により、2000年1月から始まった。2000年10月に最初のレポートが公表され、この報告書は2版目のものである¹⁷⁾。この報告書は、現代経済におけるインタンジブルスの影響から生じる社会経済的問題を広く考慮し、提言することを目的としているため、広くマクロ経済、マクロ経済とミクロ経済との関係等広く研究・調査されているが、ここでは、会計報告に関する側面についてみることにしたい。

はじめに、「無形資産が増大している含意は、近年における経済に生じた深い変化の脈絡の中で分析されなければならない。国際的な貿易や金融の量が増大したばかりでなく、企業はいっそう頻繁に製品を変化し、その組織、立地、文化を変化させている。情報の表示と技術の伝達もまた加速し、多くの評論者は、これらの技術はすべての観察される変化の源であるとみている。……変化は突然生じたのも、ごくありふれた原因により生じたのもなく、漸進的に行われたのであり、その構成要素 資本、労働、原材料、経営者、デジタルに可動する ICT ネットワーク と同様に、革新、生産、流通、消費の中核的な活動は、直接あるいは、経済的な諸機関の連鎖のネットワークを通して今やグローバルな規模で組織されているように、企業のバリューチェーン構造に、互いに重要な変化をもたらしている、多くの異なる原因に帰属している。」¹⁸⁾と現状を認識している。

つぎに、現代の知識社会は以前とどう違うのかという問題意識のもと、「発展した経済は、近年、価値創造の様式を、かなり、しかしあまり気づかれずに変化していることを立証

17) Eustace, Clark (ed.), *The PRISM REPORT 2003. Research findings and policy recommendations*. European Commission Information Society Technologies Programme, Based on final Report of the PRISM research consortium, October 2003. p. 2.

18) *Ibid.* p. 10.

する膨大な量の証拠がある。経済的価値と富の主要な源泉は、もはや有形財の生産ではなく、インタンジブルスの創造、取得、開発にある。経済的な成長は、今や物的資本の生産への適用や開発における決定的要因である知識によるよりも物的資本（土地、機械、財の貯蔵）への投資によりあまり影響されない。今日の競争上の成功は、知識とインタンジブルスの流れを開発し、管理し、測定し、支配する決定的な能力を要求する。」¹⁹⁾と述べて、インタンジブルスが必要になった状況を説明している。しかし、「企業は、ますます生産機能に無形資産を具体化してくると、これらの資産への投資は、ますますつぎ込まれ、累積的になってきている。しばしば、これらの資産は、環境に特定され、その源泉の脈絡から切放すことはできない。一貫した測定システムのような、安定した移転可能な財産権とこれらの資産を結びつけることの困難性は、このことに由来する。」²⁰⁾と、無形資産の測定の困難性に言及している。それでも、「無形の要素は、企業が知識に基づく経済において、革新し、競争する能力において重要な役割を演じる。その競争的な状態や性能の優れた資源あるいは労働集約的な経済を維持するために、これらの資産は、知識集約的経済を可能にする。このような、経済の脱物質化、インタンジブルスへの重要な投資にかかわっている。」²¹⁾と述べて、インタンジブルスの重要性を強調している。

そして、「はじめに、知識経済における異なる展望に関する共通の理解を目的として、またインタンジブルスの現象を記述する共通の言語を提供することを目的として、モデルのファミリーを開発することから始めた。」²²⁾と述べ、さらに、会社資産ベースの新しいタクソノミーを示す、としてつぎのように、パリュウ・ドライバを4つの概念に分けてつぎの表3のように示している²³⁾。

表3 新しい会社の資産ベース
(有形資産と無形資産の本質的連係)

企業が遂行する能力の中 にある潜在的に独特な競 争上の要素	競争上の優位性の非価格 要素	その具体化した形態で、 購入し、売却し、貯蔵し、 容易に取引され、(一般 に) 保護される権利	所有権が明確で、行使で きる有形および金融資産
-------------------------------------	-------------------	--	----------------------------



出所：Eustace & Youngman in WP1.7 “The Shifting Corporate asset base” p.3 より一部修正して作成

19) *Ibid.* p. 11.

20) *Ibid.*

21) *Ibid.*

22) *Ibid.* p. 13.

23) *Ibid.* p. 14. Eustace & Youngman により作成した。PRISM では表の左右が逆になっている。

この表の左側の潜在能力 (latent capabilities) は、「潜在的能力の貯蔵および将来の競争的優位性の源泉を示す革新を示している。集合的に、これらの属性は、いまだ知られていない、そしてしばしば理解されない市場の脅威や機会に対応する組織の能力に関する主要な指標を提供する」²⁴⁾。2番目の無形の能力 (intangible competences) は、「『非価格』競争の主要な要素として今日広く展開されている、計画にしたがって整備された所有者の能力である」²⁵⁾。

この表の右側の項目は、「少なくとも原則上、所有権は認められ、価値は公開市場取引あるいは、将来キャッシュ・フローを参照して割り当てられるような資産を示している。これらは、現行の報告モデルの主要な構成要素を構成し、資本、信用および負債証券金融証券の範囲に配分するための重要な基礎を構成する」²⁶⁾。一番右の有形資産 (tangible assets) は、「物的資産 (土地、建物、工場、機械、備品) と金融資産 (現金、受取債権、有価証券) から構成される」²⁷⁾。最後のカテゴリーである無形財 (intangible goods) は、つぎの二つのサブ・カテゴリーから構成される²⁸⁾。

- ・無形商品 (intangible commodities) は、主に、著作権および再生産権を含む契約権、商業データベースおよびその他の市場性あるソフト・ウエア
- ・知的財産 (intellectual property) は、その特徴が、たとえば特許権、商標権、意匠登録、営業機密、所有技術のような法的システムから導き出されるような資産を含む。

このように、PRISM が意図しているのは、これまで財務報告で取り扱ってきたような、表の右側の項目 (有形資産、無形財) だけでなく、左側の項目 (潜在能力、無形の能力) も企業にとって価値を産む出す源泉、バリュー・ドライバーであり、意識して、管理、報告する必要のある項目とみている。

つぎに、会社会計および報告の問題についてみることにする。「パチヨリの500年前の商業モデルは、何世代にわたり製造産業経済の必要性により適用され、説得的に、今や企業内外の取引フローを跡づける満足した仕事を行っている。……また、バリューチェーンに沿って価値創造の密接な関係を跡付けるのに合理的にいい仕事をしている。」²⁹⁾と述べて、これまでの、会計の果たしてきた役割を評価しながらも、たとえば、「会計技術は、知識集約経済の価値引渡メカニズムに歩調を合わせることに失敗している。慣習的な会計実務において、コンピュータ、土地、備品のような有形資産は、企業の資産として扱われる。訓練や R & D のような知識形成活動に関する投資支出は、いまだ、主に費用として扱われる。この活動にもかかわらず、こ

24) *Ibid.* p. 15.

25) *Ibid.*

26) *Ibid.*

27) *Ibid.*

28) *Ibid.*

29) *Ibid.* p. 27.

のことは、現代経済における組織的富の主要な源泉である。」「慣行的会計は、特に、今や比較優位性の主要な決定要因とみられている、R & D, ICT, ブランド, 人的資本のような自己創設のインタンジブルスの蓄積を跡づけることはあまりうまく行えない。このように、会計社会は、一般に、いかなる自己創設インタンジブルスも公表企業財務諸表において、資産として取り扱うべきではないという方向を採用している。」³⁰⁾と述べて、伝統的会計の批判を行っている。

したがって、「一般的にいて、経営者は、彼らが予測し統制することができるかと確信していることに関してのみ、そして事業戦略と営業計画の関係において、開示に意味がある場合にのみ、外部に報告することを望んでいる」³¹⁾。しかし、広く解釈すると、現行のモデルが、自己創設無形資産の明確な写像を提供するために拡張可能な二つの分野として、つぎの二点をあげている³²⁾。

- ・その状況と活動量が、少なくとも、将来を予測するための何らかの基礎を提供することを示す、歴史的基礎データによって
- ・年金契約、特許権および他の利益生成ライセンスのような、「硬い」指標から、労働力の資質の側面のような「ソフト」な指標まで広範囲におよぶ資産に準じる指標によって

このように、これまでの経営者の報告の限界を認識しながら、自己創設無形資産の報告に向けた拡張の可能性に言及している。そして、「一つの出発点は、たとえば、知的資本をめぐる要素の開示は、財務理論は一つの数値に集約しようとするような方法で、企業の知的資本（あるいは知識）それ自体を評価しようとするのではなく、ということを確認に認識することであろう。むしろ、この状況における開示および測定のための目的は、将来における経済的価値を創造するための企業の期待に関するドライバーについて考え、議論し、何かするための言語を開発することである。」³³⁾と述べて、企業の知的資本を数値化して示すのではなく、企業の価値創造に貢献すると期待されるドライバーを示していくことが重要であると指摘している。

また、近年の測定と報告における展開に関して、「知的資本運動は、いまだ主要な障害に直面し、現行のフレームワークとガイドラインとの間の実際のコンバージェンスに関する展望は、いまだ遠い」³⁴⁾と述べて、現状では、知的資本に関してコンバージェンスされていないので、「内部管理目的および外部伝達という両者のために、知的資本報告書の潜在能力は重要であると思われるが、その主要な報告手段としての採用は限られ、知的資本報告書が約束したものを伝えることができるかどうか明らかではない、と結論づけた」³⁵⁾と述べている。近年、アメリカにおける企業結合および無形資産に関する会計基準 (SFAS141, SFAS142) によりこれま

30) *Ibid.*

31) *Ibid.*

32) *Ibid.* pp. 27-28.

33) *Ibid.* p. 28.

34) *Ibid.*

35) *Ibid.* p. 29.

でとは異なるのれんの処理が規定され、無限の耐用年数が与えられたことについて、「この規制の変更は、インタンジブルスの管理および企業の報告書へのその表示に広い関心を引き起こした」³⁶⁾と評価している。そして、「貸借対照表上および財務諸表の注記（そしてMD & A）にインタンジブルスに関する提案された開示の増加は、さらに実験を刺激するであろう、と期待される。新しい研究およびXBRLによって提案された統合装置により、経営者および開示議定書の両者をさらに刺激するであろう。」³⁷⁾と将来の展望に期待している。

最後に、企業会計モデルの改革に触れている。EUが期待される役割として、つぎの三つの点を挙げている³⁸⁾。

- i) 多様な、しばしば対立するモデルが、異なる利害関係者により提案されている。われわれは、集団のルールが発展する革命的な局面にいる。しかし、主要な提唱者は、コンセンサスを形成できていない。コンセンサスが必要であるということだけが明らかである。さらに進めるために、政治的主導が今要求されている。
- ii) 出発点は、内部管理会計ツールの新たな生成である。何らかの継続的な成功を達成するための必要条件は、経営者が内部意思決定情報を認識する（そして利用することができる）ことであることは、研究から明らかである。ソフト・ウエア企業は、このことの市場の潜在能力を十分知覚すべきであり、発展段階で主導的な役割が与えられるべきである。
- iii) さらに多くのガイドラインが増殖することを思いとどまらせ、基準設定プロセスはすべての利害関係者を含めることを保証することは重要である。EU委員会は、このコンバージョンを育てる上で、重要な政策的役割を演じることができ、公的に責任がある機関を通して、公開実験を促進すべきである。会社会計担当者および職業会計士に加えて、銀行、信用機関、ファイナンシャルアナリスト、格付機関、監査人のような媒介者から、適当な代表を探すべきである。機関投資者や、年金ファンドは完全に代表となることが重要である。国家職業会計士団体は、この分野における変化の重要なエージェントであり、この問題に鋭敏であるべきである。

このように、PRISMでは、企業の富の源泉である情報は、自己創設の無形資産も含めて開示することの必要性を強調し、特に無形の能力、潜在的能力を必ずしも財務データとしではなくとも開示することが、情報としての有用性を高めるために必要であるとしている。そして、EUが政治的力を発揮して、この知的資本の開示に向ける方向づけをおこなうことを期待している。

36) *Ibid.*

37) *Ibid.*

38) *Ibid.* p. 45.

V おわりに

これまでみてきたように、EU は非財務情報の開示に積極的にかかわってきていることがわかる。すべての加盟国が自国の基準とすることが必要な会社法指令のうち、会計にかかわる第4号指令および第7号指令においても、財務諸表ではないが、年次報告書において企業が直面する主要なリスクと不確実性の記述、企業の事業およびその状態の展開と業績に関して公正で包括的な分析、環境および雇用者に関する情報を含む財務上および非財務上の KPI、重要な後発事象、企業の将来の発展、研究開発活動、自己株式の取得、金融商品に関するヘッジ会計およびさまざまなリスクのエクスポージャーなど多くの情報開示を規定している。また特に環境問題にも積極的にかかわり、企業の会計報告のなかに環境問題を開示することにより、環境問題によりよい結果をもたらすことが期待でき、環境負債あるいは「その他の引当金」として、財務諸表本体への開示の可能性も検討している。さらに、自己創設の無形資産を含む、知的資産の開示に向けて、直接指令やコミュニケーションの形で議論しているわけではないが、多くの研究組織にスポンサーとして資金提供し、その具体化に向けた提言をさせている。このように、現在財務報告されていない項目も含め、開示することが企業にとっても、また利用者にとっても意味があると思われる情報は積極的に開示に向けて取り組んでいるとみることができる。

その一方で、別稿³⁹⁾でも検討し、本稿の論点と多少ずれる問題であるが、会社法の簡素化に向けた取り組みも注目される。2007年7月に提案し、2008年4月にはコミュニケーションとして、第4号指令および第7号指令の修正提案 (COM(2008)195) を行っている⁴⁰⁾。この提案の目的について、第4号指令を修正する目的は、「中小会社の財務報告を簡素化し、短期的には、中小会社を財務報告の負担から解放することである。この変更は、適切な情報を失うことなく、管理上の負担を減少させることにならなければならない。」(par. 1.1) ということであり、具体的には、設立費用の開示要求の除去と、売上高を活動および地理的市場別に細分するという中小企業に対する開示要求の除去の2点である (par. 2.1.1)。前者の設立費用は、ある場合には資産計上されるが、第4号指令第34条(2)によれば注記しなければならない。第44条(2)で小企業には免除されているが、この免除の範囲を中企業にまで拡大しようとするものである (par. 4.1.1)。後者の売上高をセグメント別に分けて開示する要求も、同様に、第44条(2)において小企業には免除されているが、この免除の範囲を中企業にまで拡大しようとするものである (par. 4.1.2)。また、第7号指令を修正する目的は、「第7号指令における連結規則と IFRS における連結規則との相互作用を明確にすること。」(par. 1.1) である。ここで、IFRS と EU の会計指令との関係が明確でないというのは、重要な子会社をもたない親会社のケース

39) 倉田 [2008] 76～79ページ参照。

40) この文書からの引用・参照はパラグラフ番号を付すことにする。

である。このような会社は、IAS規則のもとに入るのか したがって IFRS 財務諸表を作成しなければならないのか そうしなくていいのかの問題である。委員会は、もし、親会社が、個々にも、全体としても、(第16条(3)の意味で) 重要でないとみられる子会社しかもたないならば、連結財務諸表および連結年次報告書を作成する義務から免除する、第13条にパラグラフ 2 a を加える修正を行うことを提案している (par. 4. 1. 3)。

このような会社法指令を修正するのは、とりもなおさず、EU は上場企業以外の EU 企業に対する会計規制は必要であり、今後も非上場企業のための個別および連結会計基準は各国が保有するという前提をおいているとみることができる。したがって、EU は IAS / IFRS を採用したから、連結財務諸表に関して自国の会計基準の問題は関係ないのではなく、これからも各国は連結会計基準を保持していくことになるのであり、この点では、連単分離というよりは、上場・非上場分離というほうが適切であると思われる。EU 各国の会計基準をみていくうえで、この視点を理解していることは重要であると思われる。

参考文献

EU 会計指令とコミュニケーション (年代順)

Annual accounts of certain types of companies. Fourth Council Directive 78/660/EEC of 25. 7. 1978 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty.

Consolidated accounts. Seventh Council Directive 89/349/EEC of 13. 6. 1983 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty.

“Accounting Harmonisation: A New Strategy vis-?vis International Harmonisation”. Commission Communication COM 95 (508) of 11. 1995.

“Eine Überprüfung der Konformität der Internationalen Rechnungslegungsgrundsätze (IAS) mit den europäischen Richtlinien der Rechnungslegung”. XV/7003, 1. April 1996.

Certain Articles of the fourth and seventh Council Directives on accounting. Interpretive Communication 98/C 16/04 of 20. 01. 1998.

Implementation of Seventh Directive in EU Member States. Summary of findings from a study on the implementation of Seventh Directive 89/349/EEC in the Member States of the European Union. As per 1 January 1998.

Implementation of Fourth Directive in EU Member States. Summary of findings from a study on the implementation of Fourth Directive 78/660/EEC in the Member States of the European Union. As per 1 January 1998.

Proposal for a DIRECTIVE OF EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 78/660/EEC and 89/349/EEC as regards the Valuation rules

for the annual and consolidated accounts of certain types of companies. COM (2000) 80 final. Brussels, 24. 02. 2000.

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL AND THE EUROPEAN PARLIAMENT EU Financial Reporting Strategy: the way forward. COM (2000) 359 final. Brussels, 13. 06. 2000.

DIRECTIVE 2001/65/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 September 2001 amending Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards the Valuation rules for the annual and consolidated accounts of certain types of companies as well as of banks and other financial institutions. 27. 10. 2001.

REGULATION (EC) No1606/2002 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 19 July 2002 on the application of international accounting standards. 11. 9. 2002.

DIRECTIVE 2003/51/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2003 amending Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards the Valuation rules for the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings (Text with EEA relevance). 17. 7. 2003.

Commission Regulation (EC) 1725/2003 of 29. 9. 2003 adoption of certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) 1606/2002 (Text with EEA relevance). 13. 10. 2003.

Commission Regulation (EC) 707/2004 of 6 April 2004 amending Regulation (EC) No1725/2003 adopting international accounting standards in accordance with Regulation (EC) 1606/2002 of the European Parliament and of the Council. 17. 4. 2004.

DIRECTIVE 2006/46/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 June 2006 amending Council Directives 78/660/EEC on the annual accounting of certain types of companies, 83/349/EEC on consolidated accounts, 86/63/5/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of banks and other financial institutions and 91/674/EEC on the annual accounts and consolidated accounts of insurance undertakings (Text with EEA relevance). 16. 8. 2006.

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION on a simplified business environment for companies in the areas of company law, accounting and auditing. COM (2007) 394, 10. 7. 2007.

Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Council Directive 78/660/EEC and 83/349/EEC as regards certain disclosure requirements for medium-sized companies and obligation to draw up consolidated accounts. COM (2008) 195, 2008/0084 (COD), Brussels, 17. 4. 2008.

環境関係

Resolution of the Council and the Representatives of the Governments of the Member States, meeting within the Council of 1 February 1993 on a Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development. Official Journal C 138, 17/05/1993.

Document of the Accounting Advisory Forum; “Environmental Issues in Financial Reporting.”, (Doc. XV/6004/94 cl rev4) December 1995.

Decision No. 2179/98/EC of the European Parliament and of the Council of 24 September 1998 on the review of the European Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development “Towards sustainability”. Official Journal L 275, 10/10/1998.

Commission Recommendation of 30 May 2001 on the recognition, measurement and disclosure of environmental Issues in the annual accounts and annual reports of companies. Official Journal L 156, 13/6/2001.

知的資本報告書関係

PROYECTO MERITUM, “Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles (Intellectual Capital Report)”, January 2002.

Eustace, Clark (ed.), *The PRISM REPORT 2003. Research findings and policy recommendations*. European Commission Information Society Technologies Programme, Based on final Report of the PRISM research consortium, October 2003.

Eustace, Clark G. and Richard Youngman, “The Shifting Corporate Asset Base”, *PRISM working paper* (available at www.euintangibles.net).

日本語文献

倉田幸路「コンバージェンスの会計基準への影響 ドイツの事例を参考に」『立教経済学研究』第61巻第4号2008年3月。

古賀智敏『知的資産の会計 マネジメントと測定・開示のインターラクシオン』東洋経済新報社, 2005年9月。